

名古屋都市計画道路の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画道路の変更（名古屋市決定）

都市計画道路中 8・6・12 号広小路線地下道 1 号線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造	備 考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構 形	造 式	車 の 線 数	幅員		
特殊 街 路	8・6・12	広小路線 地下道 1号線	名古屋市 中区 栄三丁目	名古屋市 中区 栄三丁目	名古屋市 中区 栄三丁目	約390m	地下式	—	—	8m	—	歩行者専用道路
	立体的な範囲		名古屋市中区錦三丁目地内において、立体的な範囲を定める。									

「区域、構造及び立体的な範囲は計画図（平面図及び立体的な範囲図）表示のとおり」

理 由

都市再生特別地区に錦三丁目 2 5 番地区を追加することに伴い、地上と地下の連続性を強化し、新たな人の流れを創出する地下街接続通路整備のため、広小路線地下道 1 号線を変更するものである。

総括図

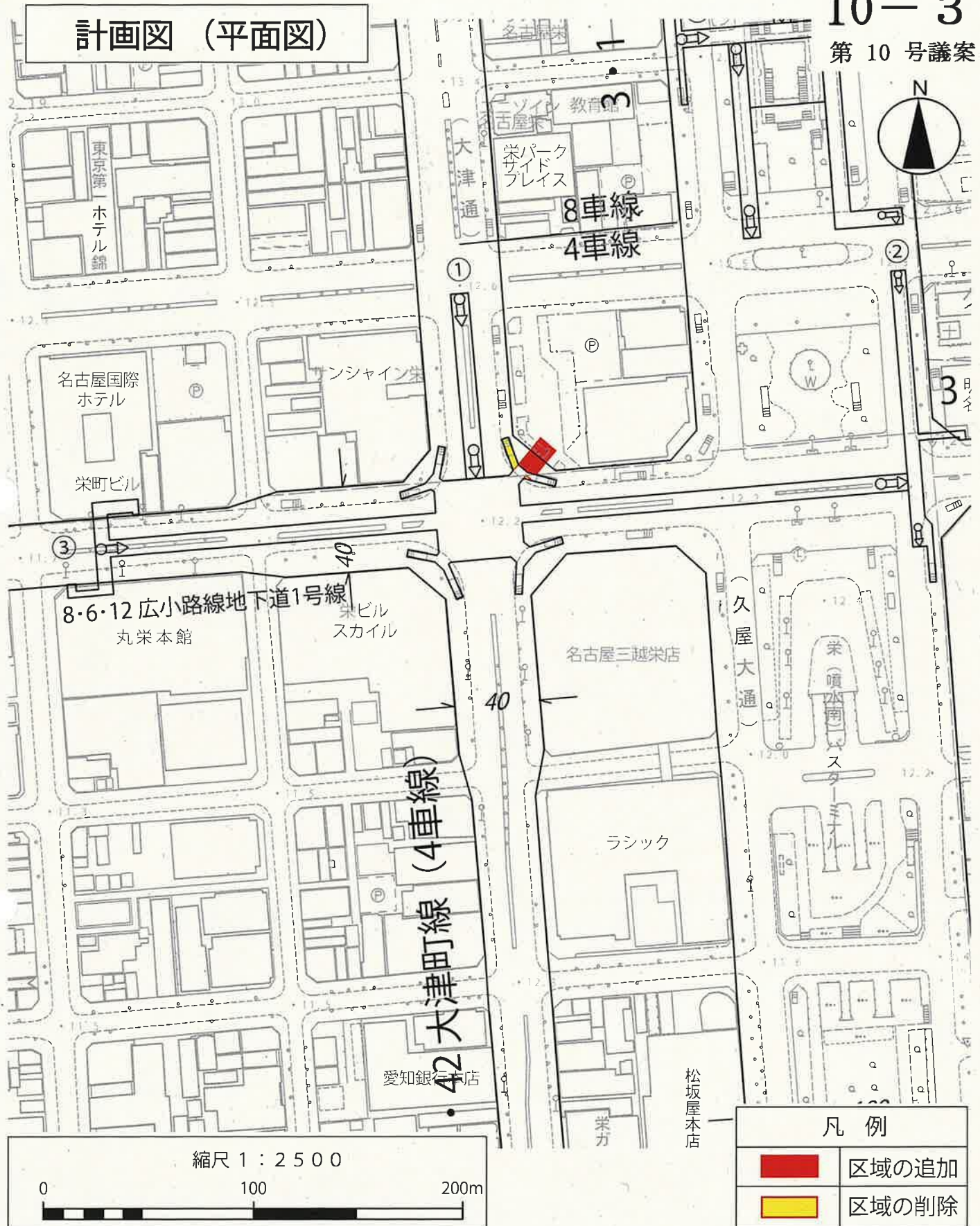
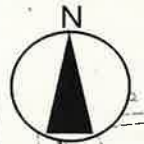
(名古屋都市計画道路の変更 (名古屋市決定))



計画図（平面図）

10-3

第10号議案



	番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
①	8・6・10	大津町線 地下道1号線	中区錦三丁目	中区錦三丁目	90 ^M	8.00 ^M
②	8・7・11	久屋町線 地下道1号線	中区錦三丁目	中区栄三丁目	130	6.00
③	8・6・12	広小路線 地下道1号線	中区栄三丁目	中区栄三丁目	390	8.00

計画図（立体的な範囲図）

凡 例	
	立体的な範囲

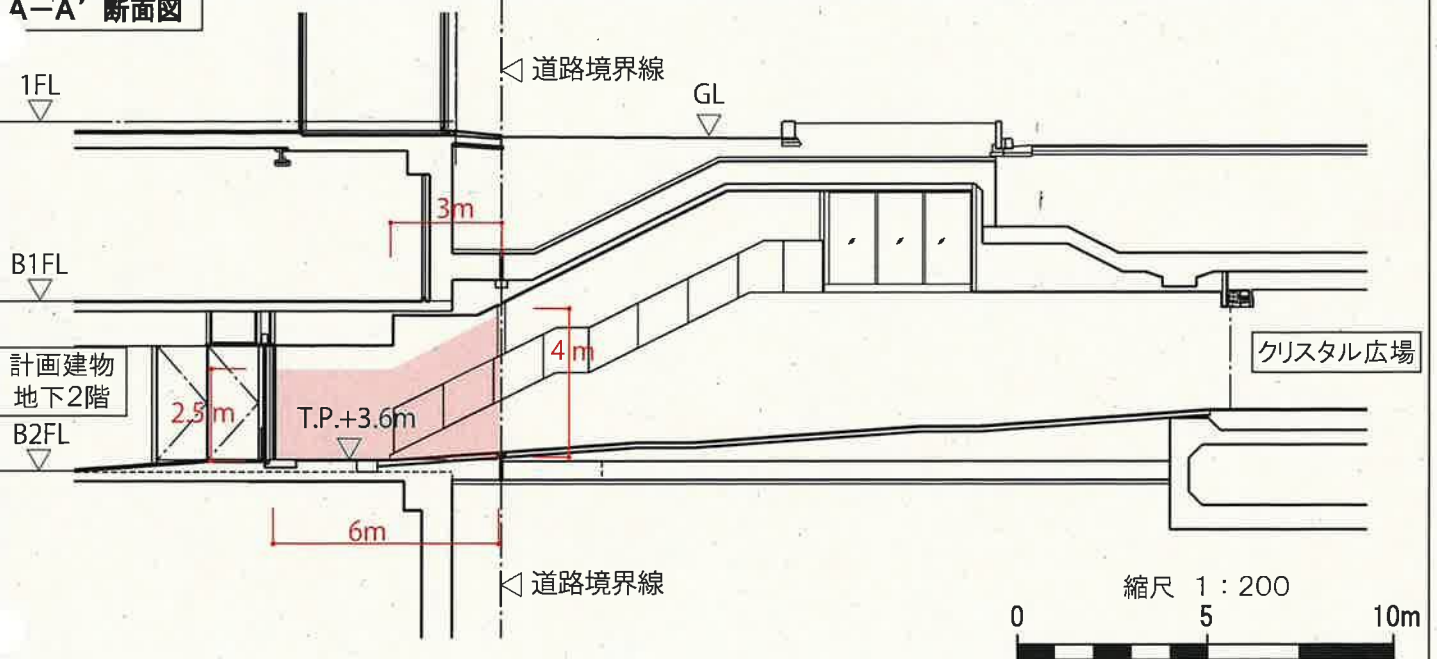
位置図



10-4

第 10 号議案

A-A' 断面図



B-B' 断面図

